

平成24年稲敷市農業委員会第11回総会

〔11月26日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条第1項第13項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 議案第3号 現況証明願いに対する証明書の交付について
日程 8 議案第4号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
日程 9 議案第5号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)
日程 10 議案第6号 平成25年度稲敷市農政に関する建議の承認について

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程 10 議案第6号

出席委員

- | | | | |
|----|----------|-----|-----------|
| 1番 | 宮本 昇 君 | 17番 | 井戸賀 吉 男 君 |
| 2番 | 関口 邦 子 君 | 18番 | 山口 幸 一 君 |

3番	蛭原	一君	19番	宮本	善助君
4番	村山	文雄君	21番	清原	寿君
5番	篠崎	惣壽君	22番	加納	昭君
6番	松本	文雄君	23番	飯塚	恒雄君
7番	吉岡	一仁君	24番	飯田	稔君
8番	川島	昇君	25番	濱田	昭一君
9番	小貫	和子君	27番	永長	秀敏君
10番	千勝	忠君	28番	澤邊	雅之君
11番	山崎	健一君	30番	糸賀	泰夫君
12番	坂本	富男君	31番	山下	恭一君
13番	秋本	精一君	32番	高須	一郎君
14番	篠崎	文夫君			
15番	坂本	一雄君			
16番	古澤	真和君			

欠席委員

20番	保科	進君	26番	沖野谷	秀雄君
29番	遠藤	一行君			

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島	伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

11月19日（月） 県南農業委員会会長・事務局長合同視察研修
20日（火） 於 いわき市農業委員会
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

午後3時3分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成24年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、

会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は29名です。欠席委員は20番、保科 進委員、26、番沖野谷秀雄委員、29番、遠藤一行委員の3名であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は21番、清原 寿委員、23番、飯塚恒雄委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、幸田字新田ほか5地区、田6筆、畑3筆、計9筆、6,655平方メートルでございますが、平成17年12月9日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号2番、鳩崎字野原、田2筆、5,744平方メートルでございますが、平成24年1月15日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号3番、佐原組新田字釜井ほか1地区、田2筆、畑1筆、計3筆、2,778平方メートルでございますが、平成元年12月2日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無

いものであります。

以上、よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 3 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、上根本字八子ほか1地区、田7筆、16,476平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものです。よろしくご承認をおねがいします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、押砂字前通、畑1筆、181平方メートルございますが、自己所有地を農機具置場として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認した結果問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）4ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について」でございます。

売買による所有権移転4件、公売による所有権移転2件、贈与による所有権移転2件、賃貸借権設定1件の計9件でございます。

受理番号1番、上根本字八子ほか1地区、田7筆、計16,476平方メートルについて、でございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。10月25日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は362アール、農業従事日数は220日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、新橋字町田、田1筆、2,775平方メートルについて、でございますが、稲敷市が行った不動産公売において買受人となったものであります。受人には9月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。なお添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、新橋字大沼、田1筆、1,712平方メートルについて、でございますが、稲敷市が行った不動産公売において買受人となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。なお添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、太田字堀川、畑1筆、496平方メートルについて、でございますが、渡人は受人の要望により譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

5ページをお開き願います。

受理番号5番、太田字船戸前、ほか1地区、田2筆、計10,458平方メートルについて、でございますが渡人は受人の要望により譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号6番、堀川字柳浦、外1筆、田4筆、計6、389平方メートルについて、でございますが、渡人は耕作者と賃貸借を設定するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、江戸崎字荒沼、田2筆、計6、729平方メートルについて、でございますが、渡人は資金が必要なため譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、小野字小野、田1筆、1、367平方メートルについて、でございますが渡人は耕作者へ贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号9番、手賀組新田字曲渕、田1筆、2、082平方メートルについて、でございますが、渡人は耕作者へ贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第1号の受理番号1番から受理番号9番の説明を終ります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番については、農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。また、受理番号2番、3番については、買受適格証明書交付時に審査済ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号4番から6番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号4番から6番について報告いたします。まず受理番号4番について報告いたします。11月23日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく、違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事日数200日であります。農業経営面積は経営面積87アールであります。周辺の農地に支障はありません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。

続きまして受理番号5番について報告いたします。11月23日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく、違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事日数240日あります。農業経営面積は経営面積228アールであります。周辺の農地に支障はありません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願い

いします。

続きまして受理番号5番について報告いたします。11月23日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は相対での契約より40年以上水稻を栽培している農業者であります。したがって新規就農者に該当しないものと思われま。所有の農地については休耕地もなく、違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事日数150日であります。農業経営面積は今回の面積を含めて63アールであります。周辺の農地に支障はありません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番について、村山委員より報告願います。

○2番（村山文雄君）4番村山です。受理番号7番について説明いたします。21日に受人本人と面会をいたしまして申請内容に間違いがないことを確認いたしました。相違ありませんでした。受人主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。その他農業用にトラックを1台所有しております。農業従事日数250日であります。農業経営面積は、350アールであります。周辺の農地利用には支障はありません。以上のような調査の結果、受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり間違いがなく許可相当と考えられます。よろしく慎重、審議をお願いします。以上報告を終わります。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番について、古澤委員より報告をお願いします。

○16番（古澤真和君）16番古澤です。受理番号8番について報告いたします。さる11月24日に受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農家であります。受人は現在、休耕地が約99アールほどありますが、遊休農地の農業上の利用に関する計画書が提出されており、今後2年以内に伐採、抜根・・・等管理等し、耕起し、作付けするものであります。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は180日であります。農業経営面積は現在の休耕地を含め185アールであります。周辺の農地利用に支障はありません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号9番について、私加納より報告いたします。

○議長（加納 昭君）受理番号9番について報告いたします。11月24日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培する農業者であります。所有の農地には休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。農業経営面積は728アール

ルであります。周辺の農地への支障はありません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のおり間違いはなく許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定 について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）6ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、椎塚字浦向、畑1筆、138平方メートルについてでございますが、申請人は倉庫用地として利用するものであります申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。倉庫は鉄骨平屋建て、総建築面積9.99平方メートルとなっております。上下水はなし、雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で、農地転用許可基準に該当するものと考えられます

受理番号2番、八千石字八千石、田2筆、計306平方メートルについてでございますが、申請人は送電線の鉄塔補強工事に伴う工事用地として平成25年3月25日まで一時転用するものであります。申請地は、都市計画区域非線引き区域、土地改良区域内であります。敷地には鉄板を敷き、周囲をロープ及びフェンスで周囲を区切り、仮設の休息所、工具小屋、トイレを設置します。農地区分は農振農用地区域内であり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます

以上で議案第2号、受理番号1番から2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いします。受理番号1番について篠崎惣壽委員より報告願います。

○5番（篠崎惣壽君）5番篠崎です。受理番号1番について、さる22日、松本委員と事務局で現地調査をしました。並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明のとおりで間違いなく倉庫用地として利用するもので周辺農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上から農地転用許可基準を満たしております。許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について坂本一雄委員より報告願います。

○15番（坂本一雄君）15番坂本一雄です。受理番号2番について、さる22日に加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく鉄塔基礎補強工事の工事用地として一時転用するもので、周辺農地にも迷惑がかからないものと思われます。申請書類の確認もいたしましたが問題はありませんでした。以上から農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○9番（小貫和子君）9番小貫です。受理番号2番なのですが、作業用地の周りには何も作っていないのですか、これ、

○議長（加納 昭君）はい、事務局。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）事務局です。現在そちらの農地は、ハス田でして、ハスの収穫、年末年始を終わることを待ってから着工するということです。

○9番（小貫和子君）年末年始で終わるのでしょうか

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）許可が今月、今現在申請ですと来月16日ごろ諮問会議、許可書が出るのはもっと先になると思いますので、それまでには一応終わるような話で聞いております。

○議長（加納 昭君）よろしいですか

○9番（小貫和子君）はい

○議長（加納 昭君）それでは、これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」の採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明願いに対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）7ページをお開き願います。

議案第3号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、佐原組新田字佐原組、畑1筆、476平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和55年ごろより宅地として利用されており、建築年、昭和55年の木造2階建住宅が建築されております。撮影年月日、昭和59年12月19日の国土地理院の空中写真証明書の添付と建築年が記載された固定資産評価証明書及び始末書が提出されております。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でありましたが調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号1番について、さる22日、加納委員と坂本一雄委員それと事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から住宅の敷地として利用されており、建築年の記載された固定資産評価額証明書と昭和59年12月19日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書で確認しました。申請地は周辺農地に迷惑のかからないことから問題はないと思われまふ。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり証明書を交付することを決定いたしました。

日程8 議案第44号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号48番から60番までの13件を除いて説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしくお願ひします。

8 ページをお開きください。

議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。本件は、農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が12件、50筆、再設定が48件、250筆、合計60件、300筆、58万2,019.88平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、西代字南田、田7筆、2万1,247平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は24,000円、設定を受ける者は、経営面積571アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号2番、清水字前浦、田1筆、1,471平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積875アールの水稲を作付けする農業者で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号3番、八千石字八千石、田2筆、2,998平方メートル、

受理番号4番、六角字大割、田1筆、1,162平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積697アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号5番、下須田字神田ほか3地区、田15筆、2万8,202平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積467アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、100日の農業者です。

受理番号6番、八千石字八千石、田2筆、3,899平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積892アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号7番、西代字北田ほか2地区、田7筆、1万9,463平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積696アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の農業者です。

受理番号8番、西代字北田ほか1地区、田7筆、15,249平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、すいません。期間6年が抜けておりますので訂正をお願いします。設定を受ける者は、経営面積927アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号9番、鳩崎字余郷入、田1筆、3,351平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積343アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の農業者です。すみません。受理番号9番の経営面積が間違っていますので、343アールに訂正をお願いします。

受理番号10番、西代字南田、田1筆、2,038平方メートル、新規設定で、利用目的は、稲、期間は6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,375ア

ールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号11番、手賀組新田字伊佐部ほか2地区、田5筆、1万4,813平方メートル、新規設定で、利用目的は、稲、期間は6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,550アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号12番、鳩崎字余郷入、田1筆、1,986平方メートル、新規設定で、利用目的は、稲、期間は6年、小作料は、玄米90キログラム、設定を受ける者は、経営面積749アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の農業者です。

11ページをお願いします。

受理番号13番、阿波崎字阿波崎、田4筆、2,143平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は4年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積799アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の農業者です。

受理番号14番、六角字大割ほか2地区、田9筆、9,093平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積697アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号15番、浮島字尾島、田5筆、5,552平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米1.5俵、設定を受ける者は、経営面積755アールの水稲、レンコンを作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号16番、下須田字新屋敷ほか4地区、田10筆、2万5,431平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米3俵、設定を受ける者は、経営面積598アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号17番、八千石字八千石ほか1地区、田15筆、50,393平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積892アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、180日の認定農業者です。

13ページをお願いします。

受理番号18番、曲淵字居下ほか1地区、田5筆、7,964平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積420アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の農業者です。

受理番号19番、市崎字沼田ほか3地区、田11筆、1万1,739平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積271アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号20番、伊佐部字伊佐部、田1筆、2,709平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が4年、小作料は、玄米2.5俵、

受理番号21番、伊佐部字伊佐部、田3筆、6,142平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が4年、小作料は、玄米3俵、

受理番号22番、伊佐部字伊佐部、田5筆、1万0,355平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が4年、小作料は、玄米2.5俵、いずれの3件の、設定を受ける者は、経営面積461アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の農業者です。

受理番号23番、稲波字中区、田2筆、9,521平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,050アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、280日の認定農業者です。

受理番号24番、桑山字境町、田10筆、1万0,235平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が4年、小作料は、玄米3俵、設定を受ける者は、経営面積556アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。
15ページをお願いします。

受理番号25番、佐原組新田字佐原組ほか2地区、田19筆、4万2,799平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,752アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号26番、上根本字横町下ほか3地区、田4筆、1万2,246平方メートル、
受理番号27番、上根本字中曽根、田4筆、3,160平方メートル、

受理番号28番、上根本字中野原、田2筆、2,867平方メートル、いずれの3件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積601アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号29番、神宮寺字山川ほか1地区、田3筆、6,029平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積672アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数220日の認定農業者です。

受理番号30番、上根本字新堤、田1筆、4,364平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は、玄米2.5表、設定を受ける者は、経営面積48アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、100日の農業者です。

受理番号31番、小野字新田、田6筆、畑1筆、計7筆、1万4,033平方メートル、再設定で、利用目的が、レンコン、期間が3年、小作料は、10,000円、設定を受ける者は、経営面積429アールのレンコン・水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、220日の農業者です。

受理番号32番、柴崎字内海、田2筆、2,202平方メートル、

受理番号33番、南太田字上、田2筆、1万9,665平方メートル、いずれの2件は、再設定で、利用目的は、稲、期間は、6年、小作料は、玄米145キログラム、設定を受ける者は、経営面積4,611アールの農業生産法人です。

17ページをお願いします。

受理番号34番、福田字新地ほか1地区、田5筆、6,143平方メートル、

受理番号35番、福田字福田、田1筆、3,693平方メートル、
受理番号36番、福田字前田ほか1地区、田2筆、3,672平方メートル、
受理番号37番、西代字南田、田5筆、1万0,963平方メートル、
受理番号38番、脇川字本田ほか5地区、田7筆、9,534平方メートル、
受理番号39番、脇川字本田ほか3地区、田5筆、8,582平方メートル、
受理番号40番、市崎字沼田、田1筆、1,469平方メートル、いずれの7件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,375アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号41番、市崎字新田、田2筆、4,378平方メートル、
受理番号42番、市崎字新田ほか3地区、田5筆、1万1,682平方メートル、
受理番号43番、市崎字和田前ほか1地区、田2筆、5,039平方メートル、
受理番号44番、市崎字新田、田1筆、1,026平方メートル、いずれの4件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,550アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

19ページをお願いします。

受理番号45番、上須田字上須田、田2筆、1万1,384平方メートル、
受理番号46番、市崎字新田ほか8地区、田11筆、畑6筆、計17筆、1万8,338.88平方メートル、いずれの2件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,469アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号47番、市崎字沼田ほか2地区、田4筆、畑1筆、計5筆、6,590平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積603アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、180日の認定農業者です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。よろしく、ご審議を お願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして議案第4号、受理番号48番から60番までですが、農

業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に永長秀敏委員が該当しますので、27番、永長秀敏委員の退室を求めます。

[永長秀敏委員退室]

○議長（加納 昭君）それでは、事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）

受理番号48番、佐原組新田字釜井ほか1地区、田2筆、2,191平方メートル、
受理番号49番、佐原組新田字釜井ほか1地区、田5筆、8,889平方メートル、
受理番号50番、甘田字後田ほか4地区、田9筆、1万8,053平方メートル、
受理番号51番、釜井字後田、田1筆238平方メートル、

21ページをお願いします。

受理番号52番、佐原組新田字高丸ほか1地区、田8筆、1万4,845平方メートル、
受理番号53番、釜井字前田ほか2地区、田4筆、8,040平方メートル、
受理番号54番、佐原組新田字釜井ほか3地区、田5筆、畑1筆、計6筆、5,527

平方メートル、

受理番号55番、甘田字神田ほか3地区、田6筆、9,830平方メートル、
受理番号56番、佐原組新田字高丸ほか2地区、田4筆、6,826平方メートル、
受理番号57番、曲渕字中割、田7筆、1万3,765平方メートル、
受理番号58番、佐原組新田字高丸ほか1地区、田2筆、1,876平方メートル、
受理番号59番、甘田字後田ほか4地区、田6筆、5,189平方メートル、

23ページをお願いします。

受理番号60番、橋向字細代ほか3地区、田6筆、9,736平方メートル、いずれの13件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵と2俵があり、設定を受ける者は、経営面積2,624アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

[「なし」の声あり]

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、受理番号48番から60番を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。審議が終了しましたので、27番、永長秀敏委員の入室を許可いたします。

[永長秀敏委員入室]

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について

(利用権転貸)

○議長(加納 昭君) 続きまして議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権転貸)」を議題といたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君)

議案第5号、「稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について(利用権転貸)」でございます。今回は、新規設定3件、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、1万6,828平方メートル、

受理番号2番、本新、田2筆、畑1筆、計3筆、1万6,829平方メートルについて、稲敷市農業公社を経由して転貸をするものです。いずれの2件は、新規設定で、利用目的は、稲、期間は3年、小作料は22,000円です。転貸を受ける者は、主に水稻を作付する農業者で、経営面積は1,749アール、農業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号3番、浮島字関谷、田3筆、1,308平方メートルについて、稲敷市農業公社を経由して転貸をするものです。新規設定で、利用目的は、レンコン、期間は6年、小作料は22,000円でございます。転貸を受ける者は、主にレンコンを作付する農業者で、経営面積は113アール、農業従事日数、250日の農業者です。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長(加納 昭君) これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権転貸)」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 平成25年度稲敷市農政に関する建議の承認について

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第6号、「平成25年度稲敷市農政に関する建議の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは別紙の追加いたしました議案書の方、議案第6号、「平成25年度稲敷市農政に関する建議の承認について」をご覧いただきたいと思っております。本案は農業委員会等に関する法律、第6条第3項の規定により、平成25年度の農政に対して建議を行うものでございます。建議の内容につきましては、先般開催をしま

した稲敷市農政対策会議、認定農業者との意見交換会がございましてこちらを開催しました意見等を踏まえまして全体的な見地から建議書として取りまとめたものでございます。内容でございますけど1ページから2ページの前半にかけては建議書の序文となっております。2ページの中盤以降が具体的な内容でございます。第1点目に担い手の育成と地域営農組織への支援。2点目に農業・農村の活性化と食の安全対策。3点目に東日本震災等原発事故への対応。4点目に農業委員会の体制整備と以上の4項目を柱として内容を作っております。第1点目に担い手の育成と地域営農組織への支援につきましては、将来にわたって本市農業を支えていく担い手を確保するため農業後継者及び新規就農者への支援対策の強化を要請するものでございます。つぎに2点目の農業・農村の活性化と食の安全対策でございますけど、農業・農村の振興及び活性化を図り、安全な農産物の安定生産及び一層の消費拡大を図るため消費・流通拡大、食育対策の推進を講じるよう要望するものでございます。また、農産物の価格低迷により農業所得が激減していることから農業所得補償制度の充実等を要望するものです。つぎに3点目の東日本震災等原発事故への対応につきましては、引き続き農地や農畜産物の放射性物質の影響を把握し、農畜産物の風評被害防止に努めること。さらには出荷制限を受けた場合や風評被害を受けた場合の補償措置について、国及び県に補償すること等求めるものであります。次に4点目の農業委員会の体制整備でございますが、農地関係事務の権限移譲が進められていまして、4条、5条の事務が県から市へ移譲される方針が出されております。このため事務局体制の拡充強化並びに農業委員会交付金の拡充を国に求めるものでございます。この建議につきましてはこの29日に稲敷市長へ提出する予定でございます。毎年行っているものでございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）事務局の説明が終わりました。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、「平成24年度稲敷市農政に関する建議の承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成24年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後4時5分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加納 昭 ⑩

21番委員 清原 寿 ⑩

23番委員 飯塚 恒雄 ⑩